平成２５年（フ）第３１６号
新潟市江南区砂岡２丁目10番30号
債務者　大塚美津子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２１号
新潟市中央区幸町10番24号　幸ハウス105号
債務者　及川　　彩
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２７号
新潟市南区大通黄金６丁目18番地23、住民票上の住所新潟県五泉市町屋甲940番地の５
債務者　毛利　健也
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３３号
新潟市西蒲区巻甲4225番地１
債務者　鈴木　裕彦
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４５号
新潟市西区五十嵐中島２丁目23番10号２
債務者　稲田　由香（旧姓成瀬）
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１号
富山県魚津市本江4603番地
債務者　浦　　晃浩
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第２２号
富山県魚津市友道2107番地　アベリーレ１Ｄ
債務者　大石　愛美
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第２６７号
石川県白山市剣崎町112番地
債務者　大瀬　九一
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２７６号
金沢市大額３丁目302番地　カサブランカ安井101号、従前の住所金沢市東力２丁目114番地
債務者　不動寺里奈
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３２１号
金沢市観音堂町ヘ１番地10　ピュアライフ観音堂306号、従前の住所金沢市直江町ロ22番地
債務者　石川　承吾
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２７６号
山梨県甲府市国母８丁目20番43号米山住宅６
債務者　石井　　治
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７７号
山梨県中央市東花輪1305番地　レオパレスレクエルド108
債務者　南雲眞太朗
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８４号
山梨県南巨摩郡身延町小田船原2293番地
債務者　西川　和子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８５号
山梨県南アルプス市下高砂274番地１
債務者　穴水　康二
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８６号
山梨県甲府市伊勢１丁目11番３号
債務者　小林　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１００号
長野市川中島町原295番地の２
債務者　西川　範夫
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８９号
長野県上田市芳田1881番地１　エスタシオン301号
債務者　鈴木　淳也
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１０４号
長野県上田市下丸子１番地35
債務者　湯本　剛史
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
長野地方裁判所上田支部